

第 21 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和7年2月27日(木)	午後 2時 00分
閉会日時	同 上	午後 3時 22分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB(4階)	
出席委員	24名	
	農業委員	
	1番 富田 正次郎	2番 杉戸 恵司
	3番 山形 啓子	4番 川口 賢一
	5番 山形 ちづ代	6番 井田 秋雄
	7番 星野 重彦	8番 山形 栄子
	9番 坂本 久美子	10番 星野 昭彦
	11番 中島 篤	12番 渡辺 隆司
	13番 矢内 鉄男	14番 今泉 芳雄
	農地利用最適化推進委員	
	1番 金子 博一	2番 荻原 完一
	3番 武 幸一	4番 木村 聡
	5番 大澤 隆	6番 小菅 雄一郎
	7番 多和田 圭一	8番 丹羽 康博
	11番 深澤 憲司	12番 太田 亮一
	[遅刻委員]	
	[中座委員]	
	[早退委員]	
欠席委員	9番 中村 耕一郎 10番 齊藤 克代	
議事参与	5名	
	事務局長 新井 八寿代	主査 鳥井 貴史
	次長 山藤 健二	
	係長 石原 幸枝	
	主査 登坂 良男	
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名	
	日程第2 会期決定の件	
	日程第3 第84号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
		委員会処分 1件
	第85号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
		委員会処分 1件
	第86号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
		委員会処分 7件
	日程第4 第87号議案	農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について
		委員会処分 5件
	日程第5 第88号議案	農地売買等事業における現地確認委員の指名について
		委員会処分 1件
	日程第6 報告第39号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
	報告第40号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第21回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員14名、推進委員10名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、2番杉戸委員及び3番山形啓子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第84号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい、事務局。

事 務 局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号30番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、この件について2月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

7番農業委員

はい。

議 長

はい。7番星野重彦委員。

7番農業委員

7番星野です。2月26日に11番深澤推進委員と事務局2名と一緒に現地調査に行ってまいりましたのでご報告いたします。第84号議案の受付番号30番ですが、場所については裏面を見ていただきまして、桐生市街地から田沼線を北に上がって右に入ったところです。譲受人の特定非営利活動法人が元々借りている農地でございます。現地にはハウスが建っていました。引き続

き耕作していただければ問題はないと思います。ただ道の手前に農業用の資材が置いてありましたので、このことについては事務局から説明があると思いますのでよろしくお願いします。以上です。

議 長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

今現地調査委員から事務局より説明があるとのことでしたが、何かありますか。

事 務 局

はい。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

今回の申請ですが、農業用の資材が道沿いに大量に置かれていることが現地調査で確認されましたので、申請者に対しては撤去をしてもらい、耕作をできるように状態にしてもらうよう指導をさせていただきました。以上です。

議 長

地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

12番農業委員

はい。

議 長

はい。12番渡辺委員。

12番農業委員

この場所は以前私が借りていたところでして、譲渡人は私の関係者で施設に入ってから譲受人の特定非営利活動法人が借りている場所なんですね。私も近くなので様子を見に行っていますが、常に耕作はされておりますし、地元としても周囲で問題は起きていないし、水利組合にも入ってもらってきれいにしてもらっているので問題はないかと思っています。

議 長

はい。ほかに。

10番農業委員

はい。

議 長

はい。10番星野昭彦委員。

10番農業委員

参考までに聞きたいんですけども、以前貸借で5年だとか10年だとか借りていて、途中で売買に切り替えた場合には、貸借期間が途中ででも売買に切り替えられるのか、または貸借期間がちょうど終わる時期だったので売買にしたのか、貸借期間が途中ででも売買は可能なのですか。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

貸借の契約を結んでいる場合、貸借期間の途中で売買をするときには貸借契約を結んでいる当事者どうしで合意解約を行い、その後農地法3条または利用権で売買の許可をとってもらうことになります。以上です。

10番農業委員

はい。分かりました。

議 長

ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第84号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分

が1件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第84号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第85号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号13番の立地基準につきましては、農振農用地区域内にある農地ですが、例外許可規程により、農地改良のためであり、一時転用であるため許可基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、この件について2月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

7番農業委員

はい。

議長

はい。7番星野重彦委員。

7番農業委員

7番星野です。第85号議案の受付番号13番につきまして、裏面の地図を見ていただきまして、場所は353号線沿いの新里の直売店の手前を南下したところです。現地には牧草が植えてありました。ここに関しては耕作が非常にやりづらいと書いてはありますが、そこまでではないのではないかという気もしました。しかし一時転用で農地改良ということなので改良後、作物が育つ土壌にしてもらい、西側から土を運び込んでくるということですが、地図でいうと左側に法面ができるといいますので適切な法面にしていただければよろしいのではないかと思います。以上です。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

8 番推進委員 はい。

議 長 はい。8 番丹羽推進委員。

8 番推進委員 8 番推進委員丹羽でございます。盛土の計画につきまして、西の方から土を動かして東の方の低い方へ持ってきて、ある程度土壌をならすといった説明がありましたが、東の方の盛土はどうなるのですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 申請者から提出された計画書によりますと、最大で 3 m の盛土をする予定とのことです。以上です。

8 番推進委員 3 m も高くなるんですか。

事 務 局 申請地がかなり広い面積となっておりまして、申請地全体が均等に下がっているのではなく、上がったたり下がったりしている複雑な形状となっておりまして、盛土をする最大の高さが 3 m となっております。

8 番推進委員 そうすると西から切土をしてきた土を盛るということですか。

事 務 局 はい。

8 番推進委員 そうすると西の方はどのくらい切土するのですか。

事 務 局 3 m 切土するとのことです。

8 番推進委員 3 m 切土するというのは文化財保護法の埋蔵包蔵地の指定を受けているとすると文化財の調査に影響があるのではないですか。

事 務 局 文化財保護の担当課に確認したところ、問題ないとのことでした。

8 番推進委員 あと 3 m といいますと周りの農地への影響、例えば土砂の流出ですとかの心配はないですか。

事 務 局 周りの農地への影響はないと伺っております。

8 番推進委員 分かりました。

議 長 ほかに。それでは私の方からひとつ。農地改良をするということなんですけれども、西側を 3 m 切土し、東側を 3 m 盛土するということですが、水平にするのですか、それともならした後も一定の勾配ができるものなんですか。

事 務 局 申請者から伺いましたところ、均等にならして平らにするということでした。

議 長 一般的な農地であれば傾斜地にあるところは水平でなくてもよろしいのかなと思うんですけれどもそれについてはいかがでしょうか。

事 務 局 この申請につきましては、事務局でも申請者といろいろとやり取りをしまして、現地も事前に確認をし、本当に農地改良の必要性があるのかどうかについても確認を行いました。申請者からは現状のままだとトラクターがかけにくいので、農地改良を行いたいと話があり、農地改良後は牧草を育てていくことが計画として伺いましたので申請を受け付けた形になります。

議 長 一般的に農地として、ましてや牧草を栽培するために使うのであれば特にでこぼこでなければ高低差がある程度あっても大丈夫な気がするんですね。先ほ

ど現地調査委員が話したように道路から法面ができて低くなるということになれば、相当道路から法面をつくってもらわないと勾配の関係で道路が崩れますよね。ないしは畑の面積がそうとう小さくなってしまいうだろうし、いろいろなことを考えると農地として使うのであればある程度勾配があってもおおむね平らであればしょうがないのではないかと考えるのですがみなさんどうでしょうか。

11番農業委員 はい。

議 長 はい。11番中島委員。

11番農業委員 11番中島です。農地改良の期間は農地としては扱われないのですか。それで転用期間の3年間で過ぎたらまた転用もできるということですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 考え方としまして、農地改良の3年間は土の運搬などで作物の耕作ができない状態になりますので4条あるいは5条の転用許可が必要となります。そのため農地改良中は転用しているという扱いになります。

11番農業委員 農地改良の3年間で終わった後はすぐに転用できるのですか。

事 務 局 農地改良は耕作を行うための改良となりますので、そこをすぐに転用するというのは本当に当初から耕作をする予定であったのかという疑義は出てきますが完全に転用ができないということにはならないかと思えます。

11番農業委員 分かりました。

議 長 それから農地改良ということであれば表土、たとえば30cmなり50cmなりを確保しておいてその下を改良していただかないといけないと思うんですよね。そういった施工図なり施工の計画書もしっかりしているかどうかは大事だと思いますけれども、事務局はどうお考えですか。

事 務 局 今回の申請は個人の申請となりまして、専門家が作成するような緻密な縦断面図などの土地利用計画図の提出は難しいということで、申請地どうしの中で西から東へ運び込むという簡単な土地利用計画図が提出されております。許可申請におきましては専門家に委任をして申請をしてもらう方法と、申請者本人が申請をしてもらう方法とがありますが、個人申請の場合は個人で作成できる範囲での計画を提出してもらうということを申請者に説明をさせてもらっております。

議 長 先ほど8番丹羽推進委員からの話でもあったように、3mの法面があるといった図面が提出されているということはかなり大々的な土地改良になるのではないかという気がするんですよね。面積もなかなか広いですし。

8番推進委員 はい。

議 長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 先ほど議長が話していた表土の取り扱いについてですけれども、3m確保して、耕作土と同じような土質なら切土もできるかと思いますが、3m下の土が耕作土と適正な土壌なのかどうかですよね。もし適正な土壌でないとするなら

ば新たに耕作に適した土を用意する必要があるのではないかと思いますので、そのへんはどうでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 こちらで土壌に質について詳細なデータを持ち合わせてはいないのですがこれまで農地ということであった土地ですので問題はないのではないかと考えております。

13番農業委員 はい。

議 長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 13番矢内です。そうしますと一番西側の農地の北側は、3m切土すると隣地と段差ができるような気がするんですがどうですか。ちなみに3m高くするというのは一番東側の農地ですか。3mも高くするととなると擁壁を作るようなのではないですか。やはり細かい図面を求めた方が良いのではないですか。

議 長 一般的な農地だと使いづらいにしても1mくらいの切土くらいでやってみよう、もともと農地であったわけでしょうからね。

13番農業委員 隣の土地との差が極端すぎるような気がするんですよ。

議 長 申請者本人の農地となっているからまだいいとは思いますが。

13番農業委員 申請地の南側はどうなっているんですか。

事 務 局 申請地の南側は道になっていますね。

11番推進委員 はい。

議 長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 先日一緒に現地調査に行っていました。山間部で露地野菜を作っている農家の感覚で言いますと、この面積であれば私であれば喜んでそのまま使うかなという感じを受けました。ただ一点だけ、一番東側の北側の部分が若干へんこんでいる感じはありましたのでそこはちょっと土を入れる必要があるようには感じました。ただ勾配がある状態、平らな状態でそれぞれメリットとデメリットがあると思いますのでそのどちらをとるのかだと思うのですが、私の使っている耕作地と比べるとまだ平らなのではないかと思いましたね。

議 長 あと私たちが分からないのは専門家が詳細な図面を引いて計画をしたものと個人で改良するということでの違いが分からないんですよ。例えば平らになればなるほどお金がかかると思うんですよ。要は費用対効果を考えて露地野菜なり牧草を作っていくときに、そこまで平らにする必要があるのかということですね。

11番推進委員 あと見た感じだと、西側から東側に重機で土を運んでいって、東側をちょっと高くしてという感覚なのかなとは感じました。ただ勾配があるかないかの感じ方で、私は水が溜まらない、水はけが良いというのがひとつの大きなメリットとして多少勾配があっても全然問題なく使えるのではないかと感じますけれども、牧草は作ったことがないので申請者がその辺をどうとらえるかですよ

ね。

13番農業委員 申請地は北から南まで直線にすれば100mくらいあるのですか。
事務局 ありますね。

13番農業委員 そうすると100mくらいで2mくらいの勾配で作物を作るには何ら問題ないと思うんですけれどね。今の説明だと3m下げて、3m盛土するということですからね。

議長 はい。事務局。

事務局 土地の形状が複雑で、西側から東側にかけて全体的にくぼみがあるような形状でした。そこの最大の高さが3mだということで、単純に全体として3mそっくりそのまま盛土をするということではありません。

10番農業委員 はい。

議長 はい。10番星野昭彦委員。

10番農業委員 申請地について細かいことは分からないのですが、将来的に合筆をして筆を1つか2つにするといった話はありませんでしたか。この各筆の境目は土手なんですか。それとも土手はないんですか。平らにならすということだと結局1筆にしてしまうのではないかと考えるのですが。

議長 はい。事務局。

事務局 各筆を合筆するといった話はありませんでした。また各筆の間に土手があるといったこともありませんでした。

10番農業委員 じゃあ見た目はほぼ1筆なんですか。

事務局 そうです。

11番推進委員 はい。

議長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 現地の状況ですが、先ほど申し上げましたように、東側の北側の境の部分がへこんでおり、そこはちょっと水が溜まりそうだなというのはありました。基本的には西側の方が高く、若干凹凸があるように見えたんですが別に何か影響するようなことはなく、基本的には全体的に西から東にかけてなだらかに勾配していてところどころ高い部分と低い部分があるといった形状となっております。

7番農業委員 はい。

議長 はい。7番星野重彦委員。

7番農業委員 今の見た目では一番西側の農地が北側より少し高いくらいなんですよね。そこで先ほど話があったように何mも平らにしてしまうとここでも北と南で法面ができてしまうと思うんですよね。であれば今のままの方が使いやすいんじゃないかなというのはありますけれども。

10番農業委員 はい。

議長 はい。10番星野昭彦委員。

10番農業委員 こういう話が出るということは将来転用をしようという考えがちらついてい

るようにもとれるんですね。それでさきほど話があったように農地改良をや
って3年転用した後に法律上転用が可能であるということだとすればなおさら
だと思うんですよ。

4番農業委員 いいですか。

議 長 はい。4番川口委員。

4番農業委員 申請者がこの土地を取得したときにたしか作物を耕作するという話で申請が
出てきたと思うんですけども、トラクターがかけづらい等話がありました
が現在までにそこで何か耕作をしたという経歴はあるんでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 これまでの経緯としましては把握できていません。

4番農業委員 分かりました。

事 務 局 はい。

議 長 はい。事務局

事 務 局 今皆さんがいろいろと心配をされているということはもっともだと思いま
す。今ここで話が出た転用の心配などのことも含めてちゃんとした計画書を出
してもらおうという意味で保留にして事務局の方でよく調査をしたうえで来月に
また審議ということでどうでしょうか。一つ補足で説明しますとこの申請地は
青地のはずです。いわゆる農用地区域です。ここは一種農地として考えられる
ので簡単に転用はできない場所です。ただ畜舎は用途変更でできてしまう可能
性があるため一種農地の特例に該当します。皆さんが心配をしているところは
しっかりと調べたうえで、まして農地改良を3年間行うのであればちゃんとし
た資格者を入れてきちんとした図面をつける形にしていかなければならないと
農地改良はできないと思いますのでよく聞き取りを行ったうえで来月再審査と
いうことでどうでしょうか。

議 長 ほかにみなさん意見はありますか。

6番農業委員 はい。

議 長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 6番井田です。どんな飼料作物を作るか教えてもらいたいのですが。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 作物については牧草を耕作するということです。

議 長 皆さんの心のなかですっきりしない部分もあって、事務局もまだ聞き取りで
きていない部分もあると思いますので申請者本人ともう少し話し合いをして
もらったうえで来月また申請をしてもらうのであれば申請をしてもらうとい
うことで進めていきたいと思うんですけどもみなさんの意見をお伺いしたいと
思います。それではこの件につきましては保留ということではよろしいという
方の挙手を願います

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第85号議案は保留ということで処理をお願いします。

日程第3 第86号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が7件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

まず、受付番号53番の立地基準につきましては、集团的に存在する農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます。

受付番号54番、55番、56番、57番、58番、59番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上53番から59番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、この件について2月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

7番農業委員
議長
7番農業委員

はい。

はい。7番星野重彦委員。

受付番号53番につきまして説明させていただきます。場所については裏面をご覧ください。板橋の信号を粕川町方面へ直進しまして、粕川町に入る直前を右に上がったところです。土地についてはきれいに耕作されておりました。設定人の娘家族の持ち家建築ということですので、残った農地についても引き続き耕作してもらえれば問題ないかと思います。続きまして受付番号54番。場所は裏面をご覧ください。新里中裏の道から昆虫の森方面へ向かって、途中を左側へと入ったところになります。申請地の近くにある会社は申請人である会社の系列会社です。申請地は2つあり、地図の左側の申請地についてはきれいにしてありました。右上の申請地については竹林で、西から東にかけて結構

な傾斜となっている土地でした。農地として使うには無理があるようなところなので、有効利用してもらえれば良いのではないかと思います。受付番号 55 番からは 11 番深澤推進委員から報告があります。以上です。

11番推進委員 はい。

議長 はい。11 番深澤推進委員。

11番推進委員 11 番推進委員深澤です。昨日 7 番星野重彦委員と事務局とで現地調査に行っていました。受付番号 55 番から 59 番までの黒保根の案件ですが、譲受人が同じ会社ということもあり、場所についても医光寺の周辺になりますのでまとめて説明させていただきます。場所に関しては裏面の地図をご覧ください。申請地はいずれも黒保根町の医光寺の近辺になります。場所につきましてはみなさんも一度は見たことがあるかとは思いますが大量の太陽光発電設備が設置されているところでして、農地としても日当たりがすごくよくて、いい農地であると考えられるのですが、太陽光発電設備についても日当たりがよいというメリットが大きいらしく、この辺はほとんどが太陽光発電設備になっているような場所です。今回申請されている 5 件も太陽光発電設備の間にある農地であったり、もしくは太陽光発電設備の脇にある農地であったりしますので今回の転用もやむを得ないのかなと考えます。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第 86 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、委員会処分が 7 件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 86 号議案は許可相当として承認されました。

日程第 4 第 87 号議案「農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による諮問について」、委員会処分が 5 件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

以上、利用権設定総括表及び所有権移転総括表について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、この件について2月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員会のご報告をお願いいたします。

11番推進委員

はい。

議長

はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員

11番推進委員深澤です。まず1番に関しましては農業法人が借りるということで、確認した農地全てにおいて適切に管理がされており、今後キャベツの作付けを行っていくということなので問題ないと考えます。続きまして2番に関しまして、社会福祉法人が借りて耕作を行っていくということです。この畑に関してはブルーベリーが植付けされておまして、今後もブルーベリーを管理していくということです。この件に関しても問題ないと考えます。続きまして3番に関しまして、これもきちんと管理されておまして、確認をしたところ動物除けの柵を設置する準備をしていたような感じでした。ここについてもナスとほうれん草を作付けするということです。この件についても問題ないと考えます。続きまして所有権の1番に関しまして、この地番に関しましては木が植えてありましたが、この後整備をして栗の木を植えていくということでしたのでその通りに栽培してもらえるのであれば問題ないと考えます。続きまして2番に関しまして、ここは牧草を作るということでした。牧草を作るには若干面積が小さいのかなという気もしますが計画通り牧草を作付けしてもらえるのであれば問題ないと考えます。以上です。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員会より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

13番農業委員

はい。

議長

はい。13番矢内委員。

13番農業委員

13番矢内です。利用権の3番の借り手について、私の地元の方なんです。どのような方が分かりますか。

議長

はい。事務局。

事務局

利用権の3番の借り手ですが、今回の申請地周辺のハウスでしいたけを栽培している方で、今回の申請地にはナス、ほうれん草、ポンカンの栽培を考えているそうです。

13番農業委員 農機具をどこに保管しているかは分かりますか。
事 務 局 こちらでは把握しておりません。
12番農業委員 はい。
議 長 はい。12番渡辺委員。
12番農業委員 12番渡辺です。耕作をしてもらうのはいいのですが、野菜を作るということはいろいろな機具が必要なわけですが、置く場所はどこになるんですか。借受人はアパートに住んでいるようですが、借主は農地を借りて耕作しているものと思われませんか。
議 長 はい。事務局。
事 務 局 農機具について、こちらで把握していることとしましては軽トラが一台、耕運機が1台です。農機具の保管場所につきましては、こちらで正式に確認をしたわけではありませんが現在使われている農地に保管しているものと思われます。また申請地周辺の現在使用中のハウスにつきましても以前利用権で委員会の審議を経たうえで貸借の契約を結んで耕作をしているものとなります。
議 長 はい。ほかに。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第87号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、5件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第87号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

日程第5 第88号議案「農地売買等事業における現地確認委員の指名」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 まず、農地売買等事業について説明をさせていただきます。農地売買等事業とは、農地中間管理機構が農地所有者から農地を買い入れ、目標地図に位置づけられた農業を担うもの等に売渡、一時貸し付け、交換などをする事業であ

り、原則として市街化区域以外の区域が対象となります。事務処理の流れといたしましては、①売渡申出書・添付書類が提出されたあとに、②現地確認の日程調整をし、③市町村から農地中間管理機構へ送付し、④農地中間管理機構が書類の審査とともに市町村や現地確認委員と一緒に現地確認を行い、⑤結果を市町村へ回答し、⑥農用地利用集積等促進計画を策定し、⑦農業委員会総会の議決を経て、⑧認可公告をしたあと売買契約成立となります。今回の現地確認委員の選定は④の農地中間管理機構の現地確認を行うための委員の指名となります。なお、現地確認委員については、地元委員である6番小菅推進委員、12番太田推進委員の指名を考えております。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

以上、事務局より説明がございました。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、農地売買等事業における現地確認委員の指名について、6番小菅推進委員、12番太田推進委員を指名したいと思いますますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第88号議案の現地確認委員は6番小菅推進委員、12番太田推進委員といたします。

よろしく願います。

日程第6 報告第39号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

報告第39号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については2件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議 長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第39号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、続きまして、報告第40号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 報告第40号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については8件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議 長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第40号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後3時22分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

2 番

3 番